

令和 7 年度

浜松市内部統制評価報告書
審 査 意 見 書

浜 松 市 監 査 委 員

浜 監 第 65 号
令和 8 年 9 月 14 日

浜松市長 中 野 祐 介 様

浜松市監査委員	石 坂 守 啓
浜松市監査委員	佐 藤 雅 秀
浜松市監査委員	幸 田 恵里子
浜松市監査委員	加 茂 俊 武

内部統制評価報告書に係る審査意見の提出について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する令和 7 年度浜松市内部統制評価報告書を審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和 7 年度 内部統制評価報告書に係る審査意見

第 1 審査の基準

この審査は、浜松市監査基準(令和 2 年浜松市監査委員告示第 2 号)に準拠して実施した。

第 2 審査の対象

この審査は、市長から令和 8 年 6 月 5 日に審査に付された令和 7 年度浜松市内部統制評価報告書(以下「評価報告書」という。)を対象とした。

第 3 審査の期間

令和 8 年 6 月 5 日から同年 8 月 19 日まで

第 4 審査の着眼点及び実施内容

第 2 に定める書類について、以下の点を着眼点とし、検証した。

- ・ 市長による評価が、市長が定めた評価手続に沿って適切に実施されているか
- ・ 内部統制の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

審査手続については、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(令和 6 年 3 月総務省改定)のⅤ「監査委員による内部統制評価報告書の審査」の趣旨に沿って、必要に応じて関係部局等に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第 5 審査の結果

1 審査結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であることが認められた。

2 審査意見

令和 7 年度は、内部統制の発展期である第 2 ステージ(令和 5 年度～7 年度)の最終年として、リスク管理能力の強化、管理職のマネジメント意識の醸成や向上、事務ミスの未然防止の取組の強化を行った。

第 2 ステージの総括を踏まえ、本市における内部統制の一層の推進に向けて次のとおり意見を述べる。

(1) 第 2 ステージにおける内部統制について

本市の内部統制は、令和 5 年度から 7 年度を第 2 ステージと位置づけ、統制環境の強化に取り組んできた。

令和 7 年度は、第 2 ステージの最終年度であり、重大な不備に関する判定基準を新たに定めたことにより、評価プロセスの透明性がより確保されたと言える。また、運用上の不備(事務ミス)の発生件数は 76 件、当該年度における重大な不備は 1 件と一定水準に収まっていることから、組織内における内部統制が有効に機能した成果であると評価できる。

内部統制制度において、確実なチェック体制や重大な不備を未然に防止するシステムを組織として保持し、客観的な評価基準に基づき外部へ適切に報告できる体制を確立することが極めて重要である。

令和 8 年度から開始される第 3 ステージにおいても、これまでの知見と実績を踏まえ、更なる実効性ある内部統制の運用に取り組まれない。

(2) ICTに係る内部統制について

行政のデジタル化が進展する中、本市においてもICTに対応した内部統制の重要性が高まっている。とりわけ、令和 7 年度にあつては、令和 8 年度に施行する改正地方自治法の対応に向け、情報セキュリティ体制の整備やシステムの保守及び運用管理が強化されてきた。

今後は、業務の正確な処理や記録が有効に機能する環境を確保するため、ICTに係る全般統制の充実・強化が求められることから、市として、外部の専門家による知見や助言をはじめとする新たな視点を積極的に導入・検討し、組織内はもとより、外部組織に委託するケースなどにおいても、ICTに対する適切な対応と一層の統制を図られたい。

第 6 備考

(1) 過年度に発生した重大な不備について

評価報告書において、令和 6 年度に発生した水道工事発注時に算出した設計額の誤りについて、重大な不備があったとの報告があった。

なお、当該不備は、評価対象期間内において是正されていることを確認した。

(2) 当該年度に発生した重大な不備について

評価報告書の「3 評価結果」に記載のとおり、小学校の気化式冷風機給水時における運

用上の重大な不備があったため、本市の内部統制は、その一部が評価対象期間において有効に運用されていなかった。

なお、当該不備は、評価対象期間内において是正されていることを確認した。